

磐越自動車道沿線都市交流会議各種事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、磐越自動車道沿線の地域間交流に資する事業を実施する場合における補助金の交付に関して、基本的事項及び必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金等」とは、磐越自動車道沿線都市交流会議が市町村以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 交付金

(3) 事業共催の場合の負担金

2 この要綱において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この要綱において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助金の交付基準)

第3条 補助金等は、予算の範囲内において、補助事業者等に対し、補助事業等の施行に必要な経費の一部について交付する。

2 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費、補助率等は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を行おうとする日の30日前までに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 収支予算書(第3号様式)

(3) その他会長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する書類は、別表第2の申請書の添付書類の欄に掲げるとおりとする。

3 会長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 会長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付を決定する。

2 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等決定通知書(第4号様式)により、申請をした者に通知する。

(補助事業等の遂行)

第6条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者等は、会長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を会長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の命令)

第8条 会長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて行った調査若しくは報告又はこの要綱の定めるところにより補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、当該補助事業等が完了したときは、その事業が完了した日から起算して15日以内に、補助事業等実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出し

なければならない。ただし、会長が指定する補助事業等については、この限りでない。

(1) 収支決算書(第6号様式)

(2) その他会長が必要と認める書類

2 前項第2号に規定する書類は、成果品若しくはその写し又は実施の際の写真のほか、別表第2の実績報告書の添付書類の欄に掲げるとおりとする。

(交付決定の取消し)

第10条 会長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は会長の命令に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年5月23日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月25日から実施する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業			補助対象者	補助対象経費	補助率等
区分		内容			
磐越自動車道沿線都市交流会議各種事業	(1) スポーツ交流事業	磐越自動車道沿線の地域間交流に資する事業	磐越自動車道沿線の地域間交流に資する団体	補助対象事業に要する経費のうち、会長が必要と認める経費	(1) 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内 (2) 補助限度額 3 万円 （ただし、総事業費から補助金以外の収入を控除した金額が 3 万円未満となる場合は、交付決定後であってもその金額を上限とする。） (3) その他会長が認める場合はその限りではない。
	(2) 観光物産 P R 事業				
	(3) 調査・研究事業				
	(4) その他の事業				

別表第 2（第 4 条、第 9 条関係）

区分		申請書の添付書類	実績報告書の添付書類
磐越自動車道沿線都市交流会議各種事業	(1) スポーツ交流事業	(1) 補助対象事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）の定款、規約又はこれらに類するもの (2) 実施団体の会員名簿	(1) 補助対象事業による支出に係る領収書の写し
	(2) 観光物産 P R 事業		
	(3) 調査・研究事業		
	(4) その他の事業		

第 1 号様式

（第 4 条関係）

第 2 号様式

（第 4 条関係）

第 3 号様式

（第 4 条関係）

第 4 号様式

（第 5 条関係）

第 5 号様式

（第 9 条関係）

第 6 号様式

（第 9 条関係）